# 工こすど かわら版

# 令和二年度・商工会費 一期分の減免について

いたします。 いただきますので、ご理解をお願い 商工会費は第二期分から徴収させて れました。これにより、令和二年度の 措置を盛り込んだ更正予算が承認さ 商工会費の普通会費第一期分の減免 書面開催された理事会におきまして、 、の影響を考慮し、先般、七月十日に 新型コロナウイルス感染症の事業

# 売上が30%以上減少した事業者向け 新潟市ビジネス継続支援金

感染症の影響によって、売上が三 内の事業者を支援するために、給付 〇%以上五〇%未満減少した<br />
新潟市 金を支給しています。 新潟市では、新型コロナウイルス

【支給額】一事業者一律一〇万円

#### 【対象者】

・新潟市内で事業を営む事業者で、

給付金の交付対象でないこと 令和二年七月一日時点で、 持続化

売上減少要件を満たすこと

(申請期間)令和二年八月三十 日

(月)まで ※当日消印有効

【申請方法】郵送のみ

【申請先】新潟市ビジネス継続支援

金センター受付係

(□○二五—二一一—八八六一)

【問合せ先】支援センター又は商工会

# 持続化給付金の常設申請 サポート会場の閉設について

設となりました。 電子申請が困難な小規模事業者等に た新津商工会議所での申請会場が閉 対して、サポート会場の一つであっ 国の持続化給付金の申請について、

だ手続きがお済みでない方は、 会までお気軽にご相談ください。 能ですので、給付金受給対象者でま 今後は、小須戸商工会で申請が可

第242号 小須戸

症に伴う令和三年度の固定資産 新型コロナウイルス感染症の発

します。 画税の減免手続きについてお知らせ 令和三年度の固定資産税・都市計

【軽減措置期間]

- 制度開始日 令和二年七月八日(水)
- 市町村による申告受付期間 令和三年一月一日 (金) ~

月三十一日(日)

【申告方法】

新等支援機関等に といった全国に存在する認定経営革 ・中小事業者等は、 税理士や会計士

- 1 中小事業者等であること
- 2 事業収入の減少
- 3 特例対象家屋の居住用・事業用割 合について

確認を受ける必要があります。

関等から発行された確認書を申告受 付期間中に固定資産税を納付する市 事業者は、 認定経営革新等支援機

商工会 8月 の花



町村に必要書類とともに軽減を申告

税等の軽減手続きについて る三か月の事業収入の合計が 令和二年二月~十月の任意の連続す 【対象者・軽減率】 中小事業者(個人、法人)について

前年同期比▲三〇%以上

前年同期比▲五〇%以上 五〇%未満の場合→二分の

**全額免除** 

【軽減対象】

事業用家屋及び設備等の償却資産 に対する固定資産税

事業用家屋に対する都市計画税

(留意点)

ないようご注意ください。 ありますので、 の申告については、 資産税等の軽減措置ですが、今年度 本制度については、 制度の内容を混同 別に延納措置が 来年度の固定

【問合せ先】

窓口(🖺 〇五七〇-中小企業 固定資産税等の軽減相談

【受付時間】

午前九時三十分~午後五時まで

# 無料法律相談のご案内

午前十時~正午(一回三十分程度)

料法律相談会を開催しています。通 て相談を受け付けます。 ますが、現在は新型コロナウイルス 常は面談型の相談にて対応しており 感染症対策として、当面の間、 新潟県商工会連合会では、 、電話に 毎月無

#### 相談例

ラブルなど 売掛金の回収、 保証人に関するト

# 【八月の相談日】

四日 十二日 (水)、十九日 (水)、二十四日 (月)、二十六日(水)、二十八日(金) 【相談時間】 (火)、五日(水)、六日(木)、

#### ※電話料金は相談者負担 【相談会場・申込先】

新潟県商工会連合会・広域指導セン (含)二五 - 二八三 - 一三一一)

#### 留意点

ますので、ご利用の際は事前にお問 談日や会場を変更する可能性があり い合わせください。 今後の流行状況等によっては、 相

面談型の相談方法を希望する場合は なお、原則、電話による相談ですが

> ていただくようお願いします。 スクの着用など感染予防対策を講じ

### あきは区役所だより」 広報事業者募集のお知らせ

事業者の活動などを振興するため、 しています。 区内事業者の宣伝広告を有料で掲載 あきは区役所だより」では、区内

【広告の規格および広告料】

掲載サイズ(一枠) 各号二ページ分の下一段

縦三十九ミリ×横七十九ミリ 刷色 掲載料 カラー(モノクロ可) 一枠一回 八千円

【募集する号および枠】

- ・第三日曜日号(十二号分) ・令和二年十月~令和三年三月の第
- 各号六枠 (全七十二枠)
- 各号一事業者一枠です
- 一号又は複数号で申し込み可

# 【広告掲載対象事業者】

事業者 ・秋葉区内に本社や営業所を有する

#### (留意点)

◆掲載は紙面のみでインターネット

体調不良がないかを確認のうえ、 7

役所三階 三十四番窓口 きます。 五六七三) 申し込みは同課広報担当

# 地域のお店応援商品券 取扱店募集中!

が発行されます。 店舗で利用可能なプレミアム商品券 店にお客様を呼び込むきっかけとし のお店を応援するために、地域のお 感染症の影響で売上が減少した地域 て、大型店を除く市内全域の幅広い 新潟市では、 新型コロナウイルス

は商工会までお問い合わせください 集していますので、希望する事業者 【商品券の使用期間 つきましては、現在取扱い店を募

令和二年九月十五日 (火) ~ 令和三年一月三十一日 (日)

取扱店募集期間

載されませんが、ネット上では取扱 まで(紙媒体の取扱店一覧表には掲 店情報が随時更新されます) 現在~令和三年一月三十一日 日

版区役所だよりには掲載しません。 【申し込み・問い合わせ先】

窓口及び区ホームページから取得で 関係書類は秋葉区役所地域総務課

【購入限度額】

十万冊発行 一冊一万円

(額面

額一

万三千円)

三万円まで購入可(多数の場合抽選)

事前予約により申込者一人につき

/ 四二五 (秋葉区 【購入対象者】

新潟市民(市在住、

、在勤、

在学含む

# コを活用してみません か

さまを応援しています。 活性化する』を使命に、県内企業の皆 産業創造機構)は、『新潟県の産業を N-00 (公益財団法人にいがた

(事業内容)

支援、商品評価ブラッシュアップな チング支援、テストマーケティング 研修、オフィス・設備レンタル、マッ 家等のアドバイス、セミナー・ 補助金等資金的支援をはじめ、 ニューによりサポートします。 皆さまの挑戦やお悩みを、多彩なメ ○市場顧客のニーズがわからない ○売れる商品づくりとは ○新商品・新技術を開発したい 講座・

【お問合せ先】

ど様々な支援を行っています。

Eメール 公益財団法人にいがた産業創造機 〇二五 - 二四六 - 〇〇二五 info@nico.or.jp